

○桜井市地域交流施設条例

令和4年9月30日条例第18号

桜井市地域交流施設条例

(設置)

第1条 市民の憩いと集いの場を提供し、地域活動の支援と市民交流の促進を図るため、地域交流センター及び地域交流広場をもって構成する桜井市地域交流施設（以下「地域交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
地域交流施設	桜井市大字栗殿432番地の1

(地域交流施設の休館日等)

第3条 地域交流施設の休館日等は、次のとおりとする。

区分	休館日	開館時間	
		平日	土日祝
地域交流センター	1月1日から同月3日まで及び12月29日	午前8時30分から 午後6時まで	午前9時から午後 5時まで
地域交流広場	から同月31日まで	午前9時から午後9時まで	

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、地域交流施設を臨時に開館若しくは休館又は開館時間の変更を行うことができる。

(使用の許可)

第4条 地域交流施設の全部又は一部を占用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の使用申請ができるものは、市内に所在する団体に限る。ただし、市長が特に認めた団体については、この限りでない。

3 地域交流施設の使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に復する時間も含むものとする。

4 地域交流施設を連続して使用できる期間は、使用しようとする日から起算して7日以

内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 地域交流施設の使用については、すべて係員の指示に従わなければならない。

6 市長は、地域交流施設の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可について、条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域交流施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 第1条の設置目的以外に使用するとき。
- (2) 庁舎業務に支障があると認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 施設及び附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (5) 政治的若しくは宗教的であると認められるとき。
- (6) 専ら営利を目的とするものであるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (8) 天災地変その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
- (9) その他地域交流施設の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、使用を中止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例その他の規則等の規定に違反したとき。
- (3) 使用者が管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎及び地域交流施設の管理運営上支障があるとき。

2 前項の取消等により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第8条 地域交流施設の使用料は、無料とする。

2 地域交流施設の使用に関し、経費を要するものについては、その実費は、使用者の負担とする。

(管理義務)

第9条 使用者は、地域交流施設の使用期間中、地域交流施設の施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、地域交流施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用の中止を命じられ、若しくは使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、故意又は過失により、施設又は設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(免責事項)

第12条 地域交流施設の使用中に発生した問題・事故等については、使用者で対応するものとする。

2 地域交流施設の管理上において重大な過失がある場合を除き、地域交流施設で発生した人的及び物的損害については、使用者において責任を負うものとし、市は、一切の責任を負わない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。